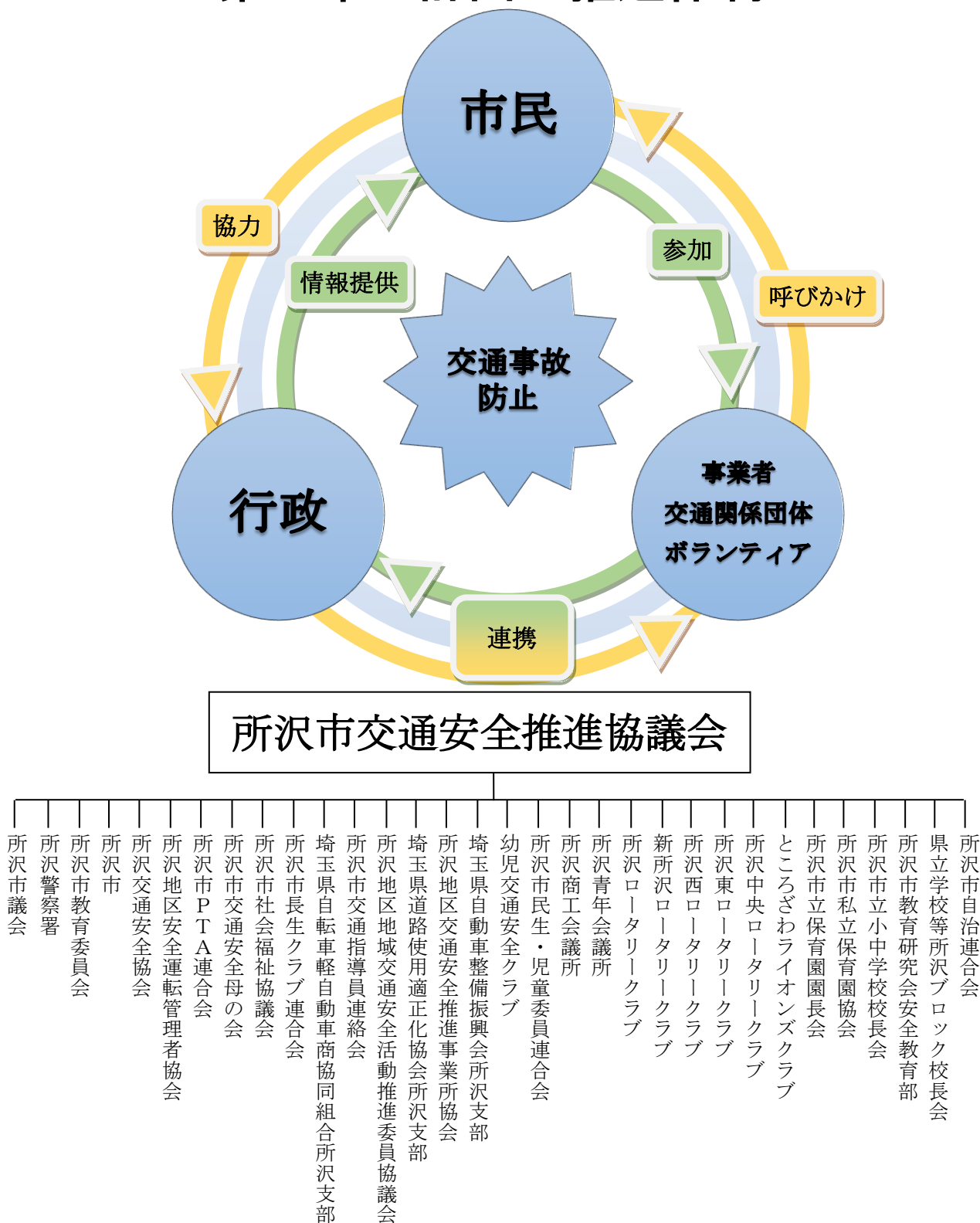


## 第5章 計画の推進体制



推進体制の関係図

## 1 行政機関

所沢市は、本計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、各地域の状況や市民の生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、市や交通関係団体等で組織する「所沢市交通安全推進協議会\*」を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

また、国、県、交通関係団体等と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

※所沢市交通安全推進協議会（昭和48年4月1日設置）

当協議会は、市民の交通事故防止を図り、特に交通事故死傷者をなくすため加盟団体が、それぞれの立場で交通安全市民運動を強力に推進するとともに、関係機関、団体との連絡調整を図ることを目的としています。

## 2 事業者、交通関係団体、ボランティア等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

また、鉄道事業者は、鉄道や踏切道の安全確保に大きな責任を負っています。そのため、鉄道事業者は、行政機関等と十分に連携し、鉄道交通の一層の安全確保に努めることが求められます。

さらに、地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものがあることから、こうした活動に市民が積極的に参加する住民主体の意識を醸成していくとともに、市、警察署等と連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

## 3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、実践することが何よりも大切です。また、「もっと注意していれば・・・」と後悔しても遅いのが交通事故です。そのためにも、継続した交通安全の心がけが必要です。特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、自転車に乗るときはヘルメットを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づけるなど、まず、「自分のできることから始める」ことが求められます。

